

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品及び製品……………商品・製品・半製品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売用不動産については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………原材料については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品については最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………7～31年

構築物……………10～15年

機械装置……………7～12年

工具器具備品……………3～8年

②無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度負担額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	672,660千円
土地	2,039,000千円
投資有価証券	173,690千円
計	2,885,350千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	2,594,886千円
長期借入金	942,206千円
計	3,537,093千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,929,457千円

(3) 受取手形割引高

1,150,054千円

(4) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

（株）東北ヤマックス	272,120千円
------------	-----------

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	285,767千円
--------	-----------

短期金銭債務	9,102千円
--------	---------

(6) 取締役及び監査役に対する金銭債権

金銭債権	17,456千円
------	----------

4. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

売上高	416,534千円
-----	-----------

仕入高（営業費用含む）	270,733千円
-------------	-----------

営業取引以外の取引	6,757千円
-----------	---------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,741千株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	31,911千円
退職給付引当金	97,284千円
貸倒引当金	29,241千円
たな卸資産評価損	5,400千円
投資有価証券評価損	53,136千円
構造改革費用	23,383千円
繰越欠損金	126,283千円
その他	101,427千円
繰延税金資産小計	468,067千円
評価性引当額	△132,666千円
繰延税金資産合計	335,401千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	19,296千円
その他	10,930千円
繰延税金負債合計	30,226千円
繰延税金資産の純額	305,175千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等 の名称	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱東北ヤマックス	30,000	土木用コンクリート二次製品の製造、販売等	(所有)直接100.0	資金の貸付等 役員の兼任	貸付の 回収	260,000	—	—
						債務保証	272,120	—	—
						受取利息	4,828	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等 の名称 又は氏 名	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	茂森 潔	—	当社代表 取締役 長	(被所有)直接 7.7	資金の貸付 等	未収利息 の回収	10,000	長期 未収入金	17,456

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、市場金利等を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

323円72銭

(2) 1株当たり当期純利益

29円26銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(平成28年熊本地震の影響について)

平成28年4月14日及び平成28年4月16日に発生した平成28年熊本地震により、当社の一部の事業所において製品在庫及び建物等の設備が被害を受けました。

(1) 被害の状況

当社の一部の事業所においては一時業務を休止いたしましたでしたが、平成28年4月25日には業務を再開し、現在はすべての事業所において通常業務を行っております。

被害を受けた事業所等及びその内容については次のとおりであります。

①松橋工場・小川工場（いずれも熊本県宇城市）及び瀬高工場（福岡県みやま市）

- ・製品在庫の荷崩れなどによるたな卸資産の一部破損
- ・工場建屋のスレート等の一部損傷と生産設備の一部故障

②本社ビル及び賃貸している第2ビルと第3ビル（いずれも熊本市中央区）

- ・亀裂などによる外壁の一部損傷

③光の森総合住宅展示場（熊本県菊池郡）

- ・モデルハウスの内装の一部損傷

なお、当社従業員等への人的被害はありません。

(2) 当該地震に起因する損失額等

当該地震に起因する損失額等の総額は約1億6千万円を見込んでおります。

なお、上記の当該地震に起因する損失額等は、現時点で判明している被害の状況について、入手可能な情報に基づいて算定しているものであり、今後、被害状況や見積り内容に変更が生じるなど金額が変動する可能性があります。

(3) 当該地震が営業活動等に及ぼす重要な影響

当該地震に起因する損失額等の発生はあるものの、既に通常業務を開始しており、当該地震による今後の営業活動に及ぼす重要な影響はありません。